## 社会福祉法人白十字会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白十字会(以下「本会」という。)の定款第8条、定款第22条 第1項基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的 とする。

#### (意養)

- 第2条この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。
- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会に常勤勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

## (報酬等の額)

- 第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、<u>別表1</u> に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。
- 2 常勤役員に対しては、本会の給与規定に基づき給与の支給を受けているため支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で 同表に基づき支給する。ただし、監事の監事監査及び理事会、評議員会(出席)以外の日において、法人 及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導の報酬は、別表3に定める。また、国又は地方公共団体 の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

#### (費用の弁償)

- 第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人 名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### (補則)

第7条この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

# 別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1 人当たり)	年間総額(合計)
評議員	17,000円	199,000円	2, 999, 999円

## 別表 2 非常勤役員等の報酬(監事監査含まず)

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	17,000円	210,000円	2, 940, 000円
監事	17,000円	210,000円	840,000円

## 別表3 監事監査等の報酬

役	職	報酬日額(1 人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
監	事	50,000円	699,000円	2,796,000円

但し、半日は報酬日額の半額とする。